

旅券(パスポート)申請のご案内

群馬県

令和8年7月1日現在

このご案内は、市町村窓口での申請用紙による申請（電子申請を除く）を行う場合の内容です。
ここに書かれていないことについては、各旅券窓口（6ページの「市町村旅券（パスポート）窓口一覧」参照）
にお問い合わせいただくか、群馬県庁ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp>）や外務省ホームページ
（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>）のパスポートに関するページをご覧ください。

申請に必要な書類

◆申請窓口は、住民票のある市町村が開設した旅券窓口です。

1 一般旅券発給申請書 1通

各市町村旅券窓口にあります。

*申請書は、有効期間が10年の旅券と5年の旅券で異なります。
・18歳以上の方…10年用のみ申請できます。
・18歳未満の方…5年用のみ申請できます。
「ダウンロード申請書」で申請することもできます。くわしくは「パスポート申請書ダウンロード」で検索の上、ご利用上の注意事項をご確認ください。

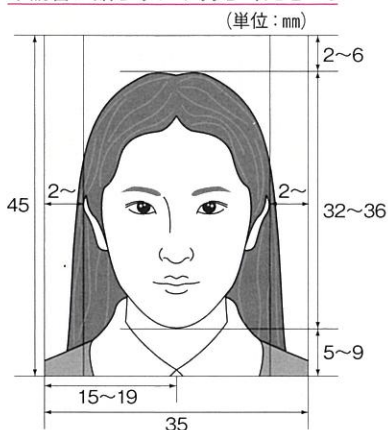
2 戸籍謄本 1通

申請日前6か月以内に発行されたもの。
本籍地の市町村からお取り寄せください。

*有効期間内に旅券を切り替える場合で、氏名、本籍の都道府県名、性別及び生年月日
に変更がない場合は省略できます（ただし、親権者や国籍などを確認するために、特に必要
がある場合は、省略せずに提出していただくことがあります）。
*同一戸籍内の家族が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
*交付を受けた戸籍謄本に手を加える（切り離すことを含む）と無効になります。

3 写真（パスポート用）1枚

申請日前6か月以内に撮影されたもの。
写真の裏面下方に氏名を記入し、
申請書に貼らずにお持ちください。



- ① 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
- ② 縦45mm×横35mm。ふちなしで、左図の各寸法を満たしたもの。
（顔の寸法は頭頂からあごまでが、32mm～36mmのもの）
- ③ 無帽、無背景で、影のないもの。
- ④ 白黒でもカラーでも可。
- ⑤ 背景は白色を推奨します。従来からの薄い青等の背景も受け付けます。

左右に2mm以上の余白が
無い場合、耳が入らない
ことがあります。



*持参された写真が旅券に転写されます。
*旅券の写真は、各国の出入国審査における本人確認を行う上で特に重要なため、規格
外の写真や不適当な写真は受付できません。撮り直しをお願いすることになります。
*ご自身で撮影した写真や、ボックス型の無人撮影機等で撮影した写真は、パスポート
用の写真としての規格を満たさない場合があるのでご注意ください。
*宗教上又は医療上の理由により頭部を布などで覆う必要がある方は事前に旅券窓口にご相談く
ださい。

【ふさわしくない写真の例】

詳しくは5ページの「ふさわしくない写真の例について」をご覧ください。

4 本人確認書類

（原本で、有効なものに限る。）
（コピーは不可）

*本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふ
りがな、住所、本籍等が戸籍や住民票の記
載内容と一致しているものに限りします。

*代理の方が提出する場合は、
○申請者本人の「本人確認書類」
○代理人の「本人確認書類」
それぞれの原本が必要です。

*中学生以下の方で本人確認書類がそろわ
ない場合は、法定代理人（親権者又は後
見人）の本人確認書類をお持ちください。

*該当する書類がないなど、本人確認書類
についてご不明な点は、事前に旅券窓口
にご相談ください。

① + ㊦ = 可
(㊦がない場合は①+①も可)
㊦ + ㊦ = 不可

① 次の書類から1点を提示してください。

- 日本国旅券（失効後6か月以内のものを含む）
- 運転免許証
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）
- 海技免状
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 宅地建物取引士証
- 電気工事士免状
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- 官公庁等発行の写真付き職員身分証明書
- 無線従事者免許証 など

② ①がない方は次の㊦と㊦から各1点を提示（提出）してください。

ただし、㊦がない場合は①から2点をご用意ください。

*代理提出の場合は、申請者本人の本人確認書類の他に、代理人の本人確認書類として上記①又は
②の中から1点を提示（提出）してください。

- ①
 - 資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済制度 など）
 - 介護保険証
 - 年金証書等（国民年金手帳・証書、厚生年金手帳・証書、共済組合年金証書 など）
 - 印鑑登録証明書とその登録印（印鑑登録カード・手帳では不可。住民票の写しを添付して同一世帯の家族であることが確認できる場合には世帯主のものでも可）
- ㊦
 - 学生証（写真付きのもの）
 - 会社の身分証明書（写真付きのもの）
 - 公の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）
 - 福祉医療費受給資格者証
 - 母子健康手帳（小学生以下に限る）
 - 雇用保険被保険者証
 - 在学証明書（学校教育法第1条に規定する学校等が発行したもの）
 - 失効後6か月を経過した旅券（公用旅券を含み本人確認が可能なもの） など

*㊦の書類2点では不可。①と組み合わせること。

5 前回取得した旅券

*有効中の旅券をお持ちの方は、申請時にその旅券を提示しないと受付できません。
（新しい旅券の交付時に返納していただきます）

*過去に旅券を取得した方は、有効期間を過ぎていても、前回の旅券をお持ちください。

○ 住民票の写し

・住民票の写しの提出は原則不要です。ただし、居所申請（住民票のある市町村以外で申請）の際は必要です。
居所申請については、5ページ「居所申請（住民票のある市町村以外での申請）について」をご覧ください。

この「ご案内」の内容について

この「ご案内」は、旅券（パスポート）の発給申請のうち、次の1から3のいずれかに該当する場合の内容です。

- 1 初めて旅券を申請する場合（新規申請）
- 2 前回の旅券の有効期間が切れている場合（新規申請）
- 3 旅券の有効期間が残っているが、次の①から④のいずれかに該当する場合（訂正／切替新規申請又は残存有効期間同一旅券の申請）
 - ① 旅券の残存有効期間が1年未満となった場合
 - ② 旅券の記載事項に変更があった場合
 - ③ 旅券の査証欄に余白がなくなった場合
 - ④ 旅券の残存有効期間が1年以上の場合で、現在所持している旅券を損傷した場合

有効期間内に切り替える際の注意事項

- 新たな旅券を発給するため、旅券の番号は変わります。
- 有効な旅券は申請時に提示していただき、新しい旅券の交付時に返納していただきます。残存有効期間は、切り捨てになり、新しい旅券の有効期間には加算されません。

申請についてのご注意

未成年者（申請時18歳未満の方）が申請する場合

- 申請できる旅券の種類は5年間有効の旅券のみです。10年間有効な旅券は申請できません。
- 申請書（裏面）の「法定代理人署名」欄に、親権者（父又は母）又は未成年後見人の署名が必要です。
- 年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、18回目の誕生日の前日に18歳となります。このため、5年間有効な旅券を申請することができるのは、18回目の誕生日の前々日まで申請を行った方までとなります。

成年被後見人が申請する場合

- 申請書（裏面）の「法定代理人署名」欄に、成年被後見人が必ず署名してください。
後見人の氏名等が戸籍で確認できない場合は、後見登記に関する登記事項証明書を提示又は提出していただきます。

代理人が提出する場合

- 旅券の申請書は、申請者が指定した方が、代理で提出することができます（旅券の受け取りは申請者本人のみです）。

ただし、次の方は、申請書の代理提出はできません（必ず本人が申請にお越しください）。

- ◆有効期間中の旅券を紛失・盗難・焼失した方、◆有効期間中の旅券を損傷した方、◆刑罰等関係に該当する方、◆居所申請の方

代理で提出するためには、次の書類が必要です。

- ① 申請者本人が記入した「一般旅券発給申請書」のほか、「申請に必要な書類」（1ページ参照）
- ② 申請書（裏面）の『申請書類等提出委任申出書』の記入が必要です（法定代理人が提出する場合は不要）。
- ③ 代理の方の「本人確認書類」（1ページ参照）（申請者本人の「本人確認書類」も必要です）。

申請書の次の欄は、必ず申請者本人が記入してください。

小学生以上の方は、本人が自署する必要があります。なお、未就学児の場合、法定代理人が代筆することができます。

申請書（表面）：「所持人自署」、「刑罰等関係」の欄

申請書（裏面）：『申請書類等提出委任申出書』の『申請者記入』の
「引受人氏名」、「申請者との関係」、「引受人住所」の欄

※ 代理の方は、申請者の本人確認を適正に行った上で、申請内容を十分に把握しておく必要があります。

※ 5件以上の申請書を代理で提出する場合は、申請する窓口で電話でご予約ください。

刑罰等関係に該当する場合

申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、事前に、申請者本人が、群馬県知事戦略部地域外交課海外渡航係（電話027-226-3860）にお問い合わせください。

発給可否について慎重な審査が必要なため、一定の期間がかかりますので、お早めにご相談ください。

過去に申請後に旅券を受け取らなかったことがある場合

必ず窓口にお申し出ください。前回受領せず、再度、旅券を申請する場合の手数料について通常より高くなる場合があります。

ヘボン式ローマ字のつづり方

※赤字のものは特に誤りやすいので注意してください。

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ		ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	JI	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	う		ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	U		GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		こ	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちょ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

撥音の「ん」は「N」で表記する

(例) かんだ→KANDA

【特例】

B・M・Pの前では「N」ではなく「M」で表記する

(例) なんば→NAMBA

(例) ぐんま→GUMMA

長音の「O」「U」は記入しない

(例) さとう→S'ATO

(例) おおた→OTA

(例) ようこ→YOKO

(例) ゆうた→YUTA

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり→HATTORI

(例) きっかわ→KIKKAWA

【特例】ち(CHI)ちゃ(CHA)ちゅ(CHU)ちょ(CHO) 音に限り、その前に「T」を加える

(例) ほっち→HOTCHI

出発予定日

具体的な日程が決まっていないうちは、未記入で結構です。

出発予定日 令和△△年△月△日 ※主要渡航先での滞在期間 ☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に)

②の場合は、二重発給の理由を記入

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

コード

記入しないでください。

旅券名の氏名表記

旅券面の氏名表記について、ヘボン式ローマ字によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合のみ、この欄に記入してください。

(ただし一定の条件及び制約があります。事前にご相談ください。)

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))

旅券面の氏名表記について、ヘボン式ローマ字によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合のみ、この欄に記入してください。(ただし一定の条件及び制約があります。事前にご相談ください。)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(、・~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。

外務大臣殿 令和△△年△△月△△日

在 大使 総領事 殿

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年被後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

法定代理人(親権者、後見人など) 署名

法定代理人署名

申請者が未成年者(18歳未満)又は成年被後見人の場合は、法定代理人(親権者(父又は母)又は後見人)の署名が必要です。

本人確認欄	(1点でよい書類) ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 甄別第一等書 ☐ 偽造防(真付)	☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 偽造防(真付)	(2点必要な書類) 以下の資格確認書 ☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 船員保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 国家公務員共済組合 ☐ 地方公務員共済組合 ☐ 私立学校教職員共済制度 その他 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書等 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ その他写真付きの身分証明書
-------	--	--	---

記入しないでください。

官公庁記載欄	☐ 代理 ☒ 非ヘボン ☐ 別名併記 ☐ 長音表記 疎明資料名() 理由()
--------	--

申請書類等提出委任申出書

申請書類の提出を代理人に依頼するときの申出書です(法定代理人が書類を提出する場合は記入不要)。

【申請者記入】

点線から上の部分は、申請者本人が記入してください。

【引受人記入】

点線から下の部分は、代理人(引受人)が記入してください。

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

3 私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

申請者記入

令和△△年△△月△△日

引受人氏名 上州 一郎 申請者との関係 父

引受人住所 前橋市〇〇町〇〇番地

引受人記入

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和△△年△△月△△日

連絡先電話番号 027(22/)XXXX

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 37年 4 月 0 日

注意事項

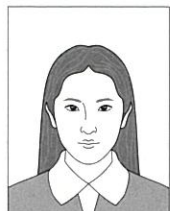
- 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
- この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

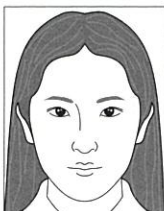
ふさわしくない写真の例について

次のような写真は受付できません。

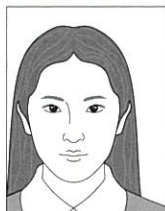
- ※ イラストの例に当てはまらない写真であってもふさわしくない写真と判断したもの、規格を満たさないものは撮り直しをお願いする場合があります。
- 画像不鮮明、画質不良、変色、傷、汚れのあるもの。その他人物が特定しにくいもの。
- 変形やマスキングなど画像処理をほどこしたもの。
- メガネは光の反射やフレームの影などで撮り直しをお願いすることが特に多いので、メガネを外して撮ることを推奨します。



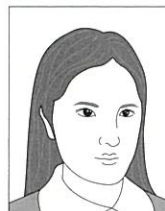
指定の寸法より小さいもの



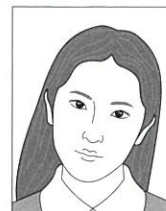
指定の寸法より大きいもの



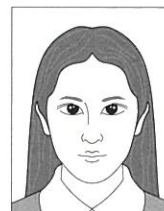
顔の位置が片寄っているもの



顔が横向きのも



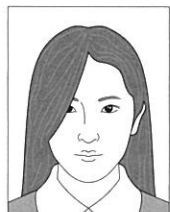
顔が左右に傾いているもの



美白加工等画像処理したもの



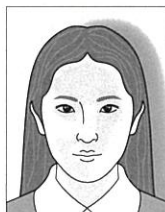
画像が鮮明でないもの



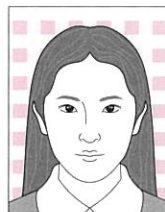
髪が目にかかっているもの



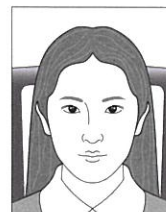
髪で顔の輪郭が隠れているもの



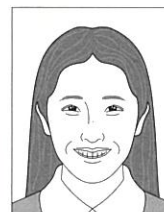
顔や背景に影があるもの



背景に柄があるもの



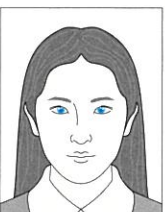
椅子等背景が写り込んでいるもの



平常の顔貌と著しく異なるもの



瞳がフラッシュ等により赤く写ったもの



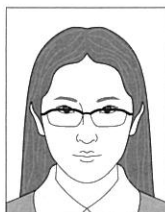
カラー又は瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの



サングラス、色つきメガネを着用しているもの



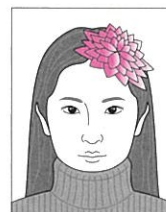
照明がメガネに反射したもの



メガネのフレームが目にかかっているもの



背景と人物の境目がわかりにくいもの



衣服、イヤリング、装飾品等で顔の一部が隠れているもの



帽子、マスク、幅の広いヘアバンド等で頭部や顔が隠れているもの



頭髮のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの



(乳幼児)補助者の体の一部が写り込んでいるもの

写真の規格の詳細については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

居所申請（住民票のある市町村以外での申請）について

- 群馬県内の市町村に、ある程度の期間継続して居住している方、通勤している方、通学している方、外国からの一時帰国者などで、一定の要件に該当する方は、住民票のない市町村窓口でも申請できる場合があります。
- 必ず本人が、申請窓口にお越しください。申請書の代理提出はできません。
- 通常の申請に必要な書類の他に、住民票の写し（コピー不可）及び居所を確認する書類が必要です。住民票の写しは不要な場合もあります。手続きの詳細につきまして、必ず事前に各市町村の旅券窓口（6ページ参照）にお問い合わせください。

旅券の受け取り（受領）について

- ① 旅券は、必ず申請者本人が、申請した旅券窓口でお受け取りください。
- ② 旅券は、受け取り予定日以降、早めにお受け取りください。発行日から6か月以内に受け取らない場合、旅券は失効します。
旅券の受け取りまでの予定日数は、修正や補正等がなかった場合、申請日を含め、土曜・日曜・国民の祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）を除いて計算して、11日目以降となります。
- ③ 受け取りの際は、申請時にお渡しする「旅券引換書」及び手数料が必要です。
- ④ 手数料は、下表のとおり、収入印紙及び群馬県収入証紙で納めてください。

（申請用紙による申請の場合）

旅券の種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	群馬県収入証紙	計
10年間有効な旅券	18歳以上	7,000円	2,300円	9,300円
5年間有効な旅券	18歳未満	2,500円	2,300円	4,800円
残存有効期間同一旅券	18歳以上	3,500円	2,300円	5,800円

* 前回旅券を受け取らなかった場合、手数料がこれより高くなる場合があります。

市町村旅券（パスポート）窓口一覧

- 申請窓口は、住民票のある市町村が開設した旅券（パスポート）窓口です。
- 住民票のある市町村以外での申請については、5ページの「居所申請について」をご覧ください。
- 申請受付時間などの詳細は、申請しようとする市町村の旅券窓口にお問い合わせください。

市町村の旅券（パスポート）窓口一覧

住民票のある市町村	申請窓口	電話番号	所在地
前橋市	前橋市パスポートセンター	027-898-6124(直通)	前橋市大手町2-12-1 前橋市役所1階
高崎市	高崎市パスポートセンター	027-323-1555(直通)	高崎市八島町222 JR高崎駅東口イーサイト3階 高崎駅市民サービスセンター内
桐生市	桐生市役所 市民課	0277-32-3664(直通)	桐生市織姫町1-1
伊勢崎市	スマーク伊勢崎行政センター	0270-30-7676(直通)	伊勢崎市西小保方町368 スマーク伊勢崎3階
太田市	太田市東サービスセンター	0276-40-1122(直通)	太田市石原町81 イオンモール太田2F
沼田市	沼田市役所 市民課	0278-23-2111(代表)	沼田市下之町888
館林市	館林市役所 市民課	0276-47-5123(直通)	館林市城町1-1
渋川市	渋川市役所 市民課	0279-22-2459(直通)	渋川市石原80
藤岡市	藤岡市役所 市民課	0274-40-2355(直通)	藤岡市中栗須327
富岡市	富岡市役所 市民課	0274-62-1511(代表)	富岡市富岡1460-1
安中市	安中市役所 市民課	027-382-1111(代表)	安中市安中2-13-7
みどり市	みどり市役所 市民課	0277-76-1846(直通)	みどり市大間々町大間々1511
榛東村	榛東村役場 住民生活課	0279-26-2494(直通)	北群馬郡榛東村大字新井790-1
吉岡町	吉岡町役場 住民課	0279-54-3111(代表)	北群馬郡吉岡町大字下野田560
上野村	上野村役場 総務課	0274-59-2111(代表)	多野郡上野村大字川和11
神流町	神流町役場 住民生活課	050-3665-0340(直通)	多野郡神流町大字万場90-6
下仁田町	下仁田町役場 住民税務課	0274-82-2112(直通)	甘楽郡下仁田町大字下仁田682
南牧村	南牧村役場 住民税務課	0274-87-2011(代表)	甘楽郡南牧村大字大日向1098
甘楽町	甘楽町役場 住民課	0274-64-8314(直通)	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
中之条町	中之条町役場 住民課	0279-75-8821(直通)	吾妻郡中之条町大字中之条町1091
長野原町	長野原町役場 町民生活課	0279-82-2245(直通)	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1
嬭恋村	嬭恋村役場 住民課	0279-96-0515(直通)	吾妻郡嬭恋村大字大前110
草津町	草津町役場 住民課	0279-88-7192(直通)	吾妻郡草津町大字草津28
高山村	高山村役場 住民課	0279-63-2111(代表)	吾妻郡高山村大字中山2856-1
東吾妻町	東吾妻町役場 町民課	0279-68-2111(代表)	吾妻郡東吾妻町大字原町1046
片品村	片品村役場 住民課	0278-58-2116(直通)	利根郡片品村大字鎌田3967-3
川場村	川場村役場 住民課	0278-25-5073(直通)	利根郡川場村大字谷地3200
昭和村	昭和村役場 住民課	0278-25-3242(直通)	利根郡昭和村大字糸井388
みなかみ町	みなかみ町役場 住民課	0278-25-5029(直通)	利根郡みなかみ町後閑318
玉村町	玉村町役場 住民課	0270-64-7701(直通)	佐波郡玉村町大字下新田201
板倉町	板倉町役場 住民環境課	0276-82-6131(直通)	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1
明和町	明和町役場 住民環境課	0276-84-3111(代表)	邑楽郡明和町新里250-1
千代田町	千代田町役場 住民生活課	0276-86-7001(直通)	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1
大泉町	大泉町役場 住民課	0276-63-3111(代表)	邑楽郡大泉町日の出51-1
邑楽町	邑楽町役場 住民保険課	0276-47-5015(直通)	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

群馬県 知事戦略部 地域外交課 海外渡航係

(注意) 群馬県では申請の受け付けはしていません。

(所在地) 群馬県前橋市大手町1-1-1

(電話番号) 027-226-3860

(FAX) 027-225-1211